

中華人民共和國最高人民法院
(法〔2022〕127号)

発明専利などの知的財産権契約紛争事件に係る

控訴管轄問題に関する通知

各省・自治区・直轄市の高級人民法院、新疆ウイグル自治区の高級人民法院生産建設兵団分院、各知的財産権法院、技術系知的財産権事件の管轄権を持つ中級人民法院：

「最高人民法院による第一審の知的財産に係る民事及び行政案件の管轄に関する若干規定」(法積(2022)13号)は2022年4月21日に公布され、2022年5月1日から施行される。この司法解釈の関連規定に基づき、ここに発明専利などの知的財産権契約紛争事件に係る控訴管轄事項について更に以下の通り明確にする。

2022年5月1日以降、地方の各級人民法院(各知的財産権法院を含む)は、発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路の回路配置、技術秘密、コンピュータソフトウェアに係る知的財産権契約紛争の第一審裁判において下す裁判文書において、裁判に不服がある場合には1級上の人民法院に控訴することができることを当事者に告知しなければならない。

以上をもって通知する。

最高人民法院 2022年4月27日

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

出所：2022年5月20日付け中華人民共和國最高人民法院ウェブサイト

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-359651.html>